

地方消費税率の引上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成30年度東庄町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 109,100千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 683,401千円

(社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費)

【単位:千円】

区分	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国・県支出金	その他	消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉 (障がい者、児童等)	890,954	433,560	56,082	401,312	64,067
社会保険 (国保、介護保険等)	306,908	96,392		210,516	33,607
保健衛生 (予防接種、医療費助成等)	135,226	13,653	50,000	71,573	11,426
歳出合計	1,333,088	543,605	106,082	683,401	109,100

※各事業の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各事業費の一般財源額で按分